

肝炎対策のための基本法の制定を求める件

我が国のB型、C型ウイルス肝炎患者・感染者数は350万人以上と推定され、国内最大の感染症として抜本的対策が求められています。多くの患者は、輸血、血液製剤の投与、及び針・筒連続使用の集団予防接種等の医療行為によって肝炎ウイルスに感染しました。そのなかには、医療・薬務・血液行政の誤りにより感染した患者も含まれており、まさに「医原病」といえます。

B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝ガンに移行する危険性の高い深刻な病気です。肝硬変・肝ガンの年間死亡者数は4万人を超え、その9割以上がB型、C型肝炎ウイルスに起因しています。また、すでに肝硬変、肝ガンに進行した患者は長期の療養に苦しみ、生活基盤を失うなど経済的にも多くの困難に直面しています。

平成20年度から、国の「新しい肝炎総合対策」（7ヵ年計画）がスタートしましたが、法律の裏付けがない予算措置であるため、実施主体である都道府県によって施策に格差が生じています。

適切なウイルス肝炎対策を、全国規模で推進するためには、肝炎対策に係る「基本理念」や、国や地方公共団体の責務を定めた「基本法・根拠法」の制定が必要です。

よって、国会及び政府におかれては、すべてのウイルス肝炎患者救済のため、下記事項について緊急に施策を講ずるよう強く要望します。

記

ウイルス肝炎対策を全国的規模で等しく推進するために、肝炎対策の基本法を早期に成立させること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年6月9日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣 様

仙台市議会議長 赤間次彦